

特定非営利活動法人

エンディングライフサポートセンターでは

将来の不安に備えて任意後見契約と共に

4つのサポートをしております。

ご自身の意思がある内に、組み合わせて

準備をしておく目安です。

将来の不安に備えませんか？ 任意後見制度

任意後見制度とは

本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になったときのために後見する人を、自ら事前の契約によって決めておく制度です。

①見守り契約

本人と定期的に訪問や連絡をとり、心身の状態や生活状況等を確認して安全に生活できるようサポートします。

②財産管理 委任契約

自分の財産管理やその他の生活上の事務について、判断能力が低下する前に支援をする制度です。

任意後見 制度

③死後事務 委任契約

本人の死後、葬儀や遺品整理等の事務を行うことを生前に委任する制度です。

④遺言書

人の生前における最後の希望を実現させるための制度です。

4つのサポート
でさらに安心!!

Ending
Life
Support

特定非営利活動法人
エンディング
ライフサポートセンター

まずは
無料相談へ

TEL : 03-6658-8942
FAX : 03-6658-8943
URL <http://www.endinglife.org>